

令和7年第5回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和7年3月26日（水）午後3時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	平 田 浩 一	委 員	木 下 えり子
委 員	行 合 八恵子	委 員	小 林 景 子

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	平 野 貢 司	教育総務課長	本 多 俊 隆
学校教育課長	福 田 稔	生涯学習課長	西 崎 正 和
学校給食課長	緒 方 勇 人	学校教育課審議員	松 本 祥 司
教育総務課施設係長	正 村 謙 一	学校教育課教務係長	盛 田 達 矢
生涯学習課生涯学習推進係長	坂 本 真理子	生涯学習課中央図書館庶務係長	吉 田 悦 子
部活動地域移行コーディネーター	大 塚 眞 治	教育総務課総務企画係長	松 下 美 紀

5 本会議に付した議題等

（1）議題

- 議第14号 天草市市費負担教職員の任命について
- 議第15号 天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第16号 天草市小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第17号 天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

（2）協議・報告

- （1）令和7年度天草市立幼稚園学級編制について
- （2）通学路安全対策に係る報告について
- （3）天草市立小・中学校における休日の学校部活動地域移行推進計画について
- （4）令和7年4月行事予定について

6 会議の概要

（1）開会

平田教育長： ただ今から、令和7年第5回天草市教育委員会定例会を開催する。本日は傍聴の申し出があったので、これを許可する。

（2）前回会議録の承認

平田教育長： 前回定例会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。
（全員承認する）

（3）教育長報告

平田教育長： 幼稚園、小・中学校の卒業式はお世話になった。各園・学校の園児・児童・生徒ともに希望をもって次のステージに羽ばたく姿が見られたように思う。小・中学校は修了式を終え、学年末休業日に入っているところである。3月15日は天草市立御所浦恐竜の島博物館開館1周年講演会が開催された。16日は本渡中吹奏楽団定期演奏会に出席したが、素晴らしかった。令和7年度子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体個人文部科学大臣表彰において、本市から亀川小学校と天草おやじの会が表彰を受ける

ことになった。大変喜ばしいことであり、長年の取組に感謝と敬意を表したい。リーディングＤＸスクール事業については、先日、本渡南小学校の西川研究主任が文部科学省を訪問し、南小の取組の実践発表を行うとともに同様の取組を行っている学校の訪問、意見交換会に参加した。本事業については、来年度も受けられるよう申請中である。

（４）議題

議第 14 号 天草市市費負担教職員の任命について

平田教育長： 本件審議は会議規則第14条第 1 項に基づき、人事に関する案件であり秘密会とすることを発議する。これに賛成の委員の挙手を求める

（全員賛成）

平田教育長： 全員賛成と認め、議第14号の審議は、同規則による秘密会と決定する。関係者以外の退席を求める。

【議第14号の審議内容は公開していません】

議第 15 号 天草市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 本件については、天草市奨学金貸与条例施行規則の附則第 3 項中、令和 7 年 3 月 31 日を令和10年 3 月31日に改めるもので、様式第12号の記載内容も同様に改めるものである。これは、租税特別措置法第91条の 3 第 2 項の規定により、本市奨学金の借用証書に係る印紙税について、非課税が令和10年 3 月31日まで延長されたため、規則の一部を改正する必要があるためである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下 委員： 期日が変わっただけと捉えてよいか。

本多教育総務課長： そのとおりである。

平田教育長： 他に質問等はないか。なければ議第15号については承認してよろしいか。

（全員承認する）

議第 16 号 天草市小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件については、学校事務の体制について、令和 7 年 4 月 1 日より全市的に学校事務センター体制に移行する予定であるが、新たに審議員職を設置するにあたり、第19条中第 9 項を第10項とし、第 4 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に、4 項にセンター長は、審議員、主任事務長又は事務長をもって充てる。を加える。第31条の見出し中「主任事務長等」を「審議員等」に改め、同条第 1 項中「学校に」の次に「審議員、」を加え、同条第 2 項中「主任事務長」の前に「審議員、」を加え、同条第 7 項を第 8 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項中、「第19条に規定する学校事務センターの事務職員を監督し、それら」を「事務職員その他の職員」に、「その他学校事務センター」を「その他」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次、第 3 項に、「3 審議員は、特命事項を審議するとともに、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。」と加え、改正を行う。次に、第36条、出張に関する事項について、近年の修学旅行事情の 2 泊 3 日に鑑み、手続きを簡素化するために第36条第 1 項ただし書き中「3 日以上」を「4 日以上」に改める。最後に第38条、休暇に関する事項について、教職員が年休を取得しやすい環境整備を行うため、第38条ただし書き中、「10日以上にわたる休暇及び校長の 5 日以上」を「7 日以上」に改めるものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： 第38条の7日以上は不備のため改正か。

松本審議員： これまで、土日を除いての10日連続、もしくは校長の5日連続の場合は出すようになっている。いわゆる夏季休暇、特別休暇は5日間あるので、今回、働き方改革の一環として、夏季休業中の閉庁期間を今まで3日だったのを4日に伸ばす。8月のお盆前に山の日があり、その8月11日が月曜から金曜の中に入った場合に、その1日と平日を4日組み合わせれば1週間丸々休みになり、その前の土日と土日で休むと9日となる。そうすると、自動的にここで4連休を全職員が取ることになる。もし、その9連休の1日前に校長が休みを取られた場合には自動的に5日間になり、どの校長でも出さないといけないため、5日以上に延ばした。今まで矛盾していたのが、病気休暇の場合、7日以上連続の時には教育委員会に7日以上申請書と診断書を出さなければならなかった。そうすると、10日以上だと矛盾するため、病気休暇と同じ7日以上というのを入れた。校長も職員も分かりやすいように一本化して7日以上とした。

平田教育長： 他に質問等はないか。なければ議第16号については承認してほしいか。

(全員承認する)

議第17号 天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件については、語学指導等を行う外国青年招致事業、JETプログラムがJET参加者を一括して募集、選考する性格から、一般財団法人自治体国際化協会が毎年定める任用規則を参考に各任用団体において制定している。今回、自治体国際化協会規則の改正を受け、熊本県においても令和7年度熊本県招致外国青年任用規則の改正を予定しており、そのため、本市においても、招致外国青年任用規則の改正を行うものである。第7条、参加者の報酬について、1年目は月額28万円を33万5千円、2年目は30万円を34万5千円、3年目は32万5千円を35万5千円、4年目及び5年目は33万円を36万円に引き上げる。特別休暇に関する第15条第11項において「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「看護をする」を「看護等の」に改める。また、「期間（）」の次に「その」を加え、養育する子が複数の場合にあっては、その養育する子に改める。これらは、育児・介護休業法の改正により、子の看護休暇の見直しについては、対象の子の範囲及び取得事由の拡大によるものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： ALTの先生方の報酬が上がったのは大変嬉しく思う。天草市だけでなく、これはJETプログラムの任用規則の改定で同じようにしていると捉えていいのか。

福田学校教育課長： JETプログラムの改正があり、これが県の方に降りてくる。県の規則も同様に改正されて、併せて市町村の規則も改正するようにJETから降りてくるため、おそらくどこの自治体も同じような改正を行うと思っている。

木下委員： 小学校就学の時期に達するまでの子が9歳に達すると書いてある。なぜ9歳なのか。

福田学校教育課長： 国の法律の育児介護休業法の改正で、育児期の柔軟な働き方を実現するため、今回、国の法律が3歳引き上げられ、それに伴っての改正で年齢を引き上げた。今までは怪我や予防接種などが対象だったが、今回から感染症に伴う学級閉鎖等でも休みが取れる。あとは入学、入園式なども取得事由に当たると聞いている。

平田教育長： 他に質問等はないか。なければ議第17号については承認してほしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 令和7年度天草市立幼稚園学級編制について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 令和7年度天草市立幼稚園の園児募集結果について報告を行う。令和6年12月2日から令和7年1月10日まで募集を行ったところ、新規に3歳児13人、4歳児、5歳児に1人ずつの15人の応募があり、在園児と合わせて計39人の応募があった。これをもとに、令和7年度の学級編制を行った。

行合委員： 北幼稚園に1園になるので、子どもの数も39人で集団運営ができると思うが、これは副担制とか、1人の担任にするのかはまだ決まっていないのか。

福田学校教育課長： 学級担任は1人と補助教員という形で、担任を補佐する形を取る予定である。

行合委員： 幼稚園訪問で、非常に幼児教育のレベルが上がっているといつも感じている。まずは幼児教育のモデルとして北幼稚園がますますレベルアップしていくように願っている。

（2）通学路安全対策に係る報告について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件について、協議会として対応策等の取りまとめが終了したので報告するものである。交通安全については、本年度の要望件数76件のうち、42件55.3%が対策済み、あるいは本年度対策を行うこととしている。防犯については、本年度の要望件数6件のうち、2件33.3%が対策済みとなっている。本件については、既に学校にも通知しており、ホームページでも公表しているところである。

木下委員： 各学校からの要望に関して、対策なしが23件あっている。しかし、きちんと読んでみると、状況を調べてアドバイスも書かれている。これからも安全、安心のために定期的な通学路の点検をよろしくお願いしたい。

行合委員： 通学路の検討をお願いしたいと書いてあるが、通学路の変更は可能なのか。

盛田学校教育課係長： 通学路の決定は学校長が判断する。基本的には最短ルートを選んでいただくが、やはり危険な道について通学路から避けてという話にもなるので、通学路が危険であれば、迂回した通学路の指定を改めて学校からするケースはある。

（3）天草市立小・中学校における休日の学校部活動地域移行推進計画について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件については、少子化と学校の働き方改革が進む中、部活動の地域移行を推進するという国及び県の方針に基づき、本市においても、部活動地域移行推進協議会を設置して協議を行っているところである。2月10日に開催した第3回部活動地域移行推進協議会において、この推進計画について協議、策定に至ったところである。児童・生徒が自主的に多様なスポーツ文化活動に継続して親しむ活動環境を整備する必要から、学校、家庭、地域及び行政が連携・協働し、休日の部活動の地域移行に向けた総合的な取組の方向性について報告するものである。詳しくは、担当から説明させていただく。

大塚コーディネーター： まず、今年度の推進協議会で承認いただいた基本理念は、子どもたちが継続的に活動できるスポーツ・文化芸術環境を創出するという基本理念に基づき、基本方針1、2、3を決めている。基本方針1は、中学校における休日の部活動を地域移行する。小学校における部活動を地域移行する。これは、小学校の場合は平日も含めてという意味合いがある。基本方針2は、子どもが発達に応じた活動を行う新たな地域クラブを目指す。今年度、各小・中学校を回って説明をしたが、その折に出た意見として、加熱化や偏った勝利至上主義という意見をいただいたので、その辺りを含めて考えている。基本方針3は、指導者の確保と資質向上を図る。これも、専門的な指導を受けられるということと、もう1つは人間性、ハラスメントのことも考えて基本方針を策定した。今後のスケジュールについて、天草市においては令和8年度を目途に、休日の運動文化部活動を準備が整った種目、分野から地域クラブ活動へ移行する目標で推進していくことになる。しばらくの間は、平日部活動は残るが、来年度から徐々に地域移行を進めていく予定である。実際の地域クラブ活動とはどういうものかという点、これまでは学校が運営を担

い、実施主体としてやってきたが、学校部活動の受け皿として、中学校の役割を他の団体に移していくということ。その中で、そういう実施主体のもとで活動するクラブという意味合いになる。具体的には、地域クラブ活動実施主体である。2つ考えており、1つは、新たに団体を設立してもらうものと、2つ目は、既存のクラブ・道場を活用することである。当然、学校と連携しながらやっていくことになる。今回、大きく小学校の時の社会体育移行と大きく違うのは、地域クラブ活動に移してしまったから終わりということではなく、地域クラブ活動運営協議会というのを立ち上げて、実際の運営や管理で携わっていきこうということが大きな違いになる。その組織として、教育委員会が主になると思うが、スポーツ振興課と連携を取りながら運営管理を行い、それを支援していただく団体としてスポーツ協会あるいは文化芸術団体、校長会や保護者の代表の方々に参加していただき、その後も地域クラブ活動の状況を把握しながら必要に応じて組織を運営していきこうということになる。その実施主体の具体を示しているが、それぞれの学校の部活動が、新たに設立された実施主体のもとで、休日はそこに参加する。見た目はほぼ部活で変わらないが、実施主体が違う。これが1番、混乱が少ない移行のパターンだと考えている。今ある既存のクラブあるいは道場に通っている子どもたちが、休日も平日も含めて地域クラブ活動として活動、そこに地域クラブ活動運営協議会も携わっている。いずれのパターンも大きく2つ考えている。1つは、今ある組織を活用する。それから、保護者、子どもたちが混乱しないようにすること。地域の子供たちは学校も含めて地域で育てるとの考えのもとに、こういう移行の方法がベターではないかと考えている。スポーツ庁が出した情報提供では課題が示されており、本市とほぼ変わらない課題である。指導者の確保や収支構造、連携体制など、今後、本市の課題として考えられる。最後に、今年2月7日に出た中間取りまとめ、国の方で実行会議が行われているので、そこで中間取りまとめの情報として、理念、それから名称が変更されるようである。これまでは地域移行と表現していたものを地域展開と変更する。それから、改革期間が8年度から10年度と11年度から13年度の6年間である。6年間に伸びたということは、それだけ難しい改革であるということが言える。10年度に中間評価をして、課題を検証し、方針をまた策定していくという流れである。それから、費用の負担に関しては、国、県、市及び保護者のバランスをどうするかという文言が入っていたので、4者で考えていくことになると思う。

木下委員： 令和8年度までに実現するということがあったが、期間が伸びたということで良いか。

大塚コーディネーター： 早急に移行しなくても良いという考え方もあると思うが、進めるだけ進めておいた方が、将来に繋がる環境づくりになるだろうと考えているので、8年度を目標としている。

行合委員： 運動の方は違う学校が一緒になって試合に出ているようである。例えば吹奏楽は、わざわざ吹奏楽がしたくて、転校して吹奏楽をしているお子さんもいらっしゃる。小学校を見ても非常に少ないところもあるし、中学校と小学校では技術とか違いがあると思うが、合同で小学校、中学校が一緒にとすることも考えられるか。

大塚コーディネーター： 今年度、実は五和小・中学校は合同で活動している。地元のひな祭りの折に小・中学校一緒に演奏したということと、目標は小・中学校で、合同でコンクールに出るような考えもあるようだ。人数規模によっては合同が考えられる。ガイドラインは運動部活動に限らず、やりたいところでやる、そういう流れで作っているため、将来的にはそういうことが可能になるだろうと思う。

木下委員： そういう場合には、保護者の送迎が必要になるということですね。

大塚コーディネーター： 必要である。今のところ、移動に関しては保護者の責任のもとでと規定している。

行合委員： 同じ意見だが、保護者の送迎や費用とか、負担が掛かってくるのではと思っていたところである。

(4) 令和7年4月行事予定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いする。

本多教育総務課長： 4月の行事予定は、8日が小・中学校の始業式、9日が小・中学校の入学式、10日が幼稚園の入園式である。ポナン社のクルーズ船が昨年に引き続き、崎津に16日と20日に来航し、河浦中学校の生徒も対応する。17日は全国学力・学習状況調査が行われる。牛深ハイヤ祭りは18、19、20日に行われる。22日は教育委員会の定例会を予定している。23、24日には天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議が宮崎県西都市で行われる。教育長が出席予定である。今年度はこの天正遣欧の関係で天草からもイタリアに中学生を派遣する予定であり、これについては、文化課で進めている。

平田教育長： クルーズ船来航では、崎津でイベントが計画されているようである。河浦中学校の生徒はガイドと体験乗船をする予定である。

7 その他

平田教育長： その他で事務局や委員から何かないか。

8 閉会

平田教育長： 以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。